

白井市教育委員会会議録

○会議日程

平成30年7月24日（火）

白井市役所東庁舎3階会議室302

1. 教育長開会宣言

2. 会議録署名人の指名

3. 議決事項

議案第1号 白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定について

議案第2号 白井市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 平成31年度使用教科用図書の採択について

4. その他

○出席委員等

教育長 井上 功

委 員 石亀 裕子

委 員 小林 正継

委 員 川嶋 之絵

委 員 高倉 聡子

○欠席委員等

な し

○出席職員

教育部長 吉田 文江

教育部参事 小泉 淳一

教育総務課長 岡本 和哉

生涯学習課長 石戸 啓夫

文化センター長 川上 清美

書 記 山本 麻奈美

書 記 中村 秀樹

午後2時00分 開 会

○教育長開会宣言

○井上教育長 これから平成30年第2回白井市教育委員会臨時会を開会します。

本日の出席委員は4名です。教育長の私を合わせると、本日の出席は5名となります。

議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

○会議録署名人の指名

○井上教育長 2番、会議録署名人の指名。

会議録署名人の指名をいたします。

本日は、小林委員と川嶋委員に署名をお願いいたします。

○非公開案件について

○井上教育長　続きまして、非公開案件についてお諮りいたします。

議案第３号「平成３１年度使用教科用図書の採択」につきましては、教科用図書印旛採択地区協議会において、８月３１日までは、教科用図書の採択に関する協議内容を非公開とするということで決定しているため、今回も非公開がよろしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長　それでは、議案第３号については非公開といたします。

これから議事に入ります。

公開案件から先に行います。

○議案第１号　「白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定について」

○井上教育長　３の議決事項ですけれども、議案第１号「白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定について」説明をお願いします。

○小泉教育部参事　それでは、議案第１号「白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、学校給食共同調理場の調理業務等委託業者及び建替等事業者を選定したことに伴い、任期満了となった附属機関を廃止するため、条例の一部を改正するものです。

裏面をごらんください。

白井市附属機関条例の一部を改正する条例。資料といたしまして、新旧対照表を添付しておりますので、そちらをごらんください。

この条例における別表では、市長、または教育委員会に置く附属機関を定めておりますが、改正案では、白井市学校給食共同調理場給食調理業務等委託業者選定委員会の目及び白井市学校給食共同調理場建替等事業者選定委員会の目を削除するものでございます。

左のページの議案に戻りまして、附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。

なお、本日の教育委員会議の後の８月７日に、市の例規審査会に本案が諮られることから、条例及び新旧対照表の書き方については確定ではございませんので、ご了承をお願いいたします。

以上でございます。

○井上教育長　ありがとうございました。議案第１号につきまして、ご質問等ありましたら、お願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第１号についてお諮りします。

議案第１号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長　それでは、議案第１号は原案のとおり決定いたします。

○議案第2号 「白井市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について」

○井上教育長 議案第2号「白井市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について」説明をお願いします。

○小泉教育部参事 議案第2号「白井市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

本案は、平成31年4月に新たな学校給食センターを設置することに伴い、名称、位置、委員の任期等を変更するため、条例の一部を改正するものでございます。

裏面をごらんください。

白井市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例。資料といたしまして、新旧対照表を添付しておりますので、右側をごらんください。

まず、条例名を白井市学校給食共同調理場設置条例から白井市学校給食センター設置条例に改正するものでございます。

第1条につきましては、学校給食センターの名称変更に伴い、略称規定を定めるものでございます。

第2条につきましては、センターの名称変更に伴い、設置規定を改正するものでございます。

第3条につきましては、名称及び位置について変更するものでございます。

第4条につきましては、学校給食共同調理場運営委員会の名称と、審議の継続性のために委員の任期を2年から3年に変更するものでございます。

左ページの議案に戻りまして、附則として、この条例は、平成31年4月1日から施行するものです。

経過措置といたしまして、現白井市学校給食共同調理場運営委員会の委員を新たな条例での委員とみなし、任期については、現在の委嘱における残任期間とすることを定めたものです。なお、残任期間につきましては、平成31年7月31日までとなっております。

なお、こちらの案件につきましても、この後、例規審査会に諮られることから、条例及び新旧対照表の書き方については確定ではございませんので、ご了承をお願いいたします。

以上でございます。

○井上教育長 ありがとうございます。議案第2号につきまして、ご質問等がありましたら、お願いします。

○小林委員 特に問題ないのですけれども、最後の任期が、2年から3年にした理由について、もう一度確認したいのですけれども、お願いします。

○小泉教育部参事 現在2年の中で、場合によっては人事異動等で1年になってしまう委員さんもいるのですが、やはり長い期間を見ていただいた上で、ご意見をいただくのがよろしいかということで、最近つくられるこういった附属機関については、3年を一般的なものとしているという市の流れもございまして、その関係で3年とさせていただいた次第でございます。

○小林委員 わかりました。

○井上教育長 ほかにございますでしょうか。

それでは、議案第2号についてお諮りします。

議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第２号は原案のとおり決定いたします。

非公開案件

○議案第３号 「平成３１年度使用教科用図書の採択について」

○その他

○井上教育長 次、４のその他に入ります。

○吉田教育部長 それでは、学校関係のことでご報告をさせていただきます。

北総教育事務所の県の先生方の訪問が、７月の９日に終了することができました。教育委員さん皆さんには一緒に学校の様子等を見ていただきまして、本当にありがとうございました。

７月９日が最後の所長訪問ということで、第三小と清水口小に伺ったわけなのですが、それ以前の学校でも、７月に入り梅雨が明けまして、随分暑い日が続いたのですけれども、子供たちも非常に一生懸命、先生方とともに授業に取り組んでいる姿が見ることができました。

また、諸表簿等の点検もしていただきまして、夏休み以降に学校も、これからの教育活動につなげていくことができる、いい機会となったと思っております。

そして、その７月９日の日も暑かったのですけれども、その９日以降から、夏休み前の２０日までの期間がさらにまた、猛暑ということで、厳しい暑さが続きました。そういう中で、まず大山口小学校からは、プレハブ校舎の２階ですけれども、４年生の教室で授業を受けているお子さんが、鼻血を出してしまうということが２人、また、ほかに後から２人ということも聞きまして、教育委員会からも学校を見に行ったところです。

あと、もう１件につきましては、これはメール等でご報告があったのですけれども、桜台小学校で、小学校１年生のお子さんが、午後発熱、早退をして、その後も暑い中でということで、木曜、金曜につきましては、安静にということでお休みをしたということも聞いております。そちらについても、学校に行ってまいりました。

教育総務課の応援もありまして、運動公園から１台と、それから保育課から３台、大型の扇風機をまずお借りいたしまして、大山口小学校には２台、それから桜台小学校の１年生の教室に２台、オープンスペース等に使っていただくようなことで配置をさせていただきました。

また、その後、議会のときに議員さんからも提案をしていただきまして、ミストシャワーと、それから、すだれの設置を試験的にやってみました。ミストシャワーにつきましては、池の上小学校、それから桜台小中学校、そして七次台中学校と、校長会にも伺って、設置をいたしました。

あと、すだれにつきましては、大山口中学校の２階と３階、角の体育館側の教室に設置をさせていただきました。

実際に学校を訪問しまして、その状況を伺いまして、すだれのほうは、風が強かったりすると余り効果的ではない部分もあり、ミストシャワーのほうが、より効果的なのかなということで見てまいりましたが、その後、夏休みに入るまでの２０日までですけれども、特に最終の週なのですけれども、市のほうにメールや電話、市長への手紙ということで、エアコンの要望についての文章等が届けました。１７日から２３日の間で大体２５件ですね。それまでは、そんなにはなかったのですけれども。

そういう中で、学校さんからは、特に大きな報告は救急搬送とかもなかったですし、ただ、具合が

悪くて保健室に行っていますよとか、早退しているお子さんもいますよというお話は何っていたのですけれども、そのメールの中でも、もう本当に、この暑さで耐えられない状況である、ぜひともエアコンを設置していただきたいというお話をたくさんいただいております。

最初は、このような酷暑になるとは正直思っていませんでした。全国的にこのような状況になっているわけなのですが、子供たちの命に関すること、非常にこれからが心配であると。特にまた、9月からの残暑についても心配されるところがあるのですけれども、これらについては、学校とも連携をとりながら、子供たちの安全・安心を第一に進めてまいりたいと思います。

ただ、このまま、34年度から設置予定という計画になっておりますけれども、3度の夏を乗り切るのは非常に厳しい状況であると感じている次第です。

あと、総体等が中学生はございましたが、各学校とも非常に、この暑い中ですけれども、生徒さんたち活躍しておりますと、この時期になりますと、今度は、吹奏楽のコンクールも始まっている状況です。総体等の体育系でも活動については、熱中症で倒れたりですとか、具合が悪くなってという報告は受けておりませんので、安心していただいております。

簡単ではありますが、夏休み前の状況ということです。よろしくお願いします。

○井上教育長 ありがとうございます。今の部長の報告につきまして、委員の皆様から何かご意見等ありますでしょうか。

○石亀委員 エアコンについては、状況もわかっているところなのですが、エアコン設置の希望は続けたいというか、出し続けていくことが大事だろうと思っていますので、状況をわかった上でなのなのですが、なるべく早い設置をお願いしたいと思っています。

○小林委員 この前、予算が不足しているから、34年ということ、次の総合計画ということだったと思うのですが、それは去年までの暑さで判断しているものですね。今年の暑さからしますと、もうこれは何をしても、ほかの予算を削ってでも、これを優先的にやらなきゃいけないのじゃないかなと思いますので、教育委員会としても、もう一度、要望していったほうがいいのではないかと思います。

○井上教育長 ほかにございますでしょうか。

○川嶋委員 小1の児童の死亡事故というニュースで、かなり私たち保護者も敏感になっておりまして、口を開けば、エアコンいつつくのという話題にはなっています。酷暑はもう本当に尋常じゃなくて、考えている以上に暑くて、子供の健康、命にかかわるのではないかという危機感は、保護者もとても敏感になっているところです。

また、気になるところでは、学校の対応が各校さまざまなので、教育委員会としてやるかどうかはわかりませんが、エアコンがつかないのであれば、ある程度ガイドラインがあったほうが保護者も安心なのかなと感じました。できれば、教育長より市長に要望をお願いし、早くエアコンの設置を要望していただきたいなと思います。

○井上教育長 ほかにございますでしょうか。

○高倉委員 エアコンに関して、基本的には皆さんと同じなのですが、教育委員会としては、教員の方々の責任も考えてあげて、非常に教育現場も不安を抱えていると思います。小学校1年生の事故も、教育現場では一応、その予定は短か目にしたと、ただ多分やめるということがなかなかできなかったのだと思いますけれども、そういったぎりぎりの判断を現場に今押しつけるのは不本意で

すし、先生方がそういう不安の中でお子さんたちを見ていくというのは避けたほうがいいと思いますから、最低限の安全が守れる環境という意味で、エアコンの設置は急いだほうがいいと考えております。

○井上教育長 ありがとうございます。全員にご意見いただいたのですけれども、教育委員会としては、計画はあるのだけれども、早期の設置が必要であると、望まれるという意見だと思いますので、私のほうから、今のご意見は市長に伝えたいなと。この後に総合教育会議がすぐあるので、それが一番最短ですので、そこで要望として挙げたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○小林委員 よろしくをお願いします。

○井上教育長 わかりました。

それでは、ほかにございますでしょうか。

○石亀委員 石亀です。限られた時間の中で大変申し訳ないのですけれども、学校のブロック塀の状況を西日本の震災で痛ましい事故がありましたので、わかる範囲でいいので、現在の状況とこれからの見通しについて、わかっている範囲で教えていただければと思います。

○吉田教育部長 それでは、大阪を震源とする地震がありまして、塀が倒壊して、2名が、児童につきましては、そのうち1名ですが、亡くなる痛ましい事故が起こりまして、その後、白井市内におきましても点検をしまして、その中で、まずは白井中学校の道路のそばのプールを囲んだブロック塀ですね。あちらのほうが基準よりも危険であるということで、取り壊しをいたしましてフェンスを設置いたしました。

あと、点検した中で、白井第一小のプールサイド、また、白井第二小の投てき板について、それから白井第二小、三小のプールのシャワーエリアのところブロックになっています。白井中につきましては壁を撤去したということ。あとは、白井第一小、第二小、それから第三小につきましては、注意喚起をするということで、立て看板を立てたりとか、いろいろなことで学校との連携をしながら、この先見ていくということになっております。

また、7月の13日と17日においては、白井市内の小中学校における通学路、小中学校を中心に半径500メートルの範囲において、コンクリートのブロック塀等の点検を呼びかける周知文を配布するとともに、1.2メートルを超える塀等につきまして調査をいたしました。

その中で、塀についての数は、小学校では315カ所、それから中学校では161カ所ございました。この中で危険と判断される塀等を優先して、次は簡易調査を行う予定です。2.2メートルを超える塀等につきましては11カ所、それから傾斜、亀裂、損傷、崩壊している塀等については17カ所、計28カ所につきましては、この後、簡易調査を8月のお盆前までに行っていく予定です。

あと、こちらにポスティングした文章がございますので、後ほど見ていただけたらと思います。

簡単ですが、以上です。

○石亀委員 調査に関してなのですけれども、もちろん建築士の資格を持った方が調査されているということで、よろしいですか。

○吉田教育部長 先日、一応ポスティングした際は、危機管理課と建築宅地課と教育総務課、学校政策課から参りましたが、今後につきましては、建築士の資格を持った方が一緒に調査する形になります。

直ちには修繕はできない状況ですが、適正な管理をしてくださいという、周知をしっかりとしてい

くということになっております。

○井上教育長 よろしいですか。

○石亀委員 はい。

○井上教育長 ほかにございますか。

それでは、その他を終わりにいたします。

これをもちまして、平成３０年第２回白井市教育委員会臨時会を終わりにしたいと思います。

この後、すぐにまた、総合教育会議に入らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

午後２時３６分 閉 会